

第四十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、保護者に係る変更の届出を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。